



26 高教福第830号
平成26年10月29日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

総実勤務時間の短縮等の推進について（通知）

日頃から教職員の服務規律の確保及び勤務時間の適正な管理に取り組んでいただき感謝申し上げます。

さて、平成26年10月14日に高知県人事委員会から報告・勧告のあった「職員の給与等に関する報告及び勧告」のなかで、『総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の向上に資するとともに、職業生活と家庭生活の両立を図る観点からも重要であり、引き続き、各任命権者において、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などに、積極的に取り組む必要がある』、『年次有給休暇については、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である』、『メンタルヘルス対策については、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要である』、『セクシャル・ハラスメントについては、引き続き意識の啓発、相談制度の一層の周知などに努めていく必要がある』、『パワー・ハラスメントについては、管理職員等の意識の向上に取り組むとともに、相談制度の一層の周知などに努めていく必要がある』などと言及されたところです。

このうち、総実勤務時間の短縮については、校長、教頭及び事務長などの『管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、常に職員の時間外勤務の状況や健康状態を把握するとともに、なお一層、時間外勤務の緊急性及び必要性の確認や事前命令の徹底など適切な勤務時間の管理に努めることが必要である』との要請がなされています。

また、『学校現場』においては、職務の性格上、総実勤務時間の短縮は他の機関に比べ、容易ではない面があるものの、今後とも、校務分掌や行事の見直し、会議の改善、部活動の指導の工夫、校内支援体制の確立などの取組を推進し、教員の負担感・多忙感の解消に努めていく必要がある』と、「学校現場」を取り出しての指摘がなされたところです。

つきましては、平成25年11月に全教職員に配布しました業務の効率化や改善に向けてのポイントや取組例、メンタルヘルス対策、休暇制度等を紹介したパンフレット「活力ある学校づくり」を活用するなどして、今後とも適切な業務管理及び勤務時間管理等により努められますとともに、次世代育成支援やハラスメント防止に向けて、なお一層実効性のある取組を進めていただきますようお願いいたします。

併せて、管内の学校長及び教職員に対しても本通知の周知を図るとともに、学校現場における業務管理及び勤務時間管理等が適切に行なわれるようご指導をお願いいたします。

なお、パンフレット「活力ある学校づくり」については、教職員・福利課ホームページの下記URLからダウンロードができます。

記

URL

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/sesakuoyobijigyousiryou.html>

【担当】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課人事企画担当